府令・省令

○内閣府令・財務省令・経済産業省令第四号

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十五条の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年三月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一
経済産業大臣　齋藤　健

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（商工組合中央金庫による代理組合等の業務の適切性等を確保するための措置） **第五条**　商工組合中央金庫は、代理組合等の組合等代理に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 一～五　［略］ 六　商工組合中央金庫の名称、代理組合等であることを示す文字及び当該代理組合等の商号又は名称を店頭に掲示させるとともに、次のいずれかに該当する場合を除き、当該代理組合等のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供させるための措置 イ　当該代理組合等の常時使用する従業員の数が二十人以下である場合 ロ　当該代理組合等のウェブサイトがない場合 七～九　［略］	（商工組合中央金庫による代理組合等の業務の適切性等を確保するための措置） **第五条**　商工組合中央金庫は、代理組合等の組合等代理に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 一～五　［略］ 六　商工組合中央金庫の名称、代理組合等であることを示す文字及び当該代理組合等の商号又は名称を店頭に掲示させるための措置 ［新設］ ［新設］ 七～九　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

この命令は、令和六年四月一日から施行する。

○内閣府・厚生労働省令第七号

銀行法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第二十九号）の施行に伴い、並びに労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第六条第二項第二号及び第七条の二第二項第二号イの規定に基づき、並びに同令を実施するため、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年三月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄
厚生労働大臣　武見　敬三

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。